

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（表示に関する指示等） 第十九条の九（略） 2（略） （削る。） 3 農林水産大臣は、前二項の指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一、七（略） 八 第十九条の九第三項の規定による命令に違反した者 第二十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一・二（略） （削る。） 三（略） 四（略） 第二十五条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の	（表示に関する指示等） 第十九条の九（略） 2（略） 3 農林水産大臣は、前二項の指示に従わない製造業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。 4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかつた旨公表された後において、なお正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一、七（略） 第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一・二（略） 三 第十九条の九第四項の規定による命令に違反した者 四（略） 五（略） 第二十五条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の

2 (略) 一 第二十四条(第八号に係る部分に限る。) 二 第二十四条(第八号に係る部分を除く。) 又は前二条 各本条の罰金刑	2 (略)
---	------------------

定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の三又は第二十四条の四の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

